

産業廃棄物税に関する検討課題

1 概要

(1) 税制度

項目	現 状
課税目的	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てる。
課税対象	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者(中間処理産業廃棄物である場合は、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者)
税率	1 トンにつき 1,000 円 ただし、事業者が自ら排出した産業廃棄物(他人から処分の委託を受けた中間処理産業廃棄物を除く。)を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は 1 トンにつき 500 円
徴収方法	特別徴収の方法による。ただし、事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は、申告納付の方法による。
税収状況	5 億円から 8 億円の間。平成 29、30 年度は約 5.3 億円、約 5.6 億円。
基金残高	平成 30 年度末の基金残高は約 11 億 3475 万円。

(2) 使途

項目	現状における主な使途
産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進(3R)の促進	<ul style="list-style-type: none"> 企業が取り組む先導的・独創的な循環ビジネスの事業化を促進するための補助 「あいち資源循環推進センター」における循環ビジネスの事業化に向けた相談や技術指導の実施 循環ビジネスの発掘・創出を目的とした循環ビジネス創出会議の開催(セミナー、見学会) 資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術や事業、活動、教育を実施する企業等を表彰する「愛知環境賞」の実施
最終処分場の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場に接続する臨港道路武豊美浜線の整備経費の一部に充当 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の近隣に設置される武豊町地域交流施設の整備に対する補助 広域最終処分場(衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場)の円滑な運営を図るための事務費及び会議運営費に充当

項目	現状における主な用途
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄、不適正処理を未然防止するための監視パトロール及び立入検査の実施 ・ 産業廃棄物処理業者の優良化を進めるための講習会の実施 ・ 廃棄物処理法に規定する県内の政令市4市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）が行う産業廃棄物適正処理推進事業に対する補助 ・ 再生品の環境分析検査や再生品製造事業者への立入検査

2 検討項目

(1) 効果の検証

- ・ 3Rの促進、最終処分量の減少等

(2) 産業廃棄物を取り巻く課題と今後

- ・ 様々な課題への対応
- ・ 今後の産業廃棄物の見込み

(3) 今後のあり方

- ・ 税制度の枠組み
- ・ 税の用途
- ・ 税制度の周知